【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
施設工事施工管理要領	施設工事施工管理要領	
令和 <mark>4-</mark> 年 7 月	令和6年7月	
東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	
中日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社	
西日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	
四日平向还担始怀氏云红	四日平向还坦始怀八云红	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
改定等履歴	改定等履歴	
改定等年月	改定等年月種別改定等概要	
令和4年7月 制定 新規制定	令和4年7月 制定 新規制定	
	令和6年7月 改定 各種規定の見直し	
本要領の適用は以下のとおりである。	本要領の適用は以下のとおりである。	
東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社 令和6年7月	
中日本高速道路株式会社 令和 <mark>4</mark> 年 7 月	中日本高速道路株式会社 令和 6 年 7 月	
西日本高速道路株式会社 令和 4年 7 月	西日本高速道路株式会社 令和 6 年 7 月	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
目次	日次	
第1章 総則1	第 1 章 総則	
1-1 適用範囲1	1-1 適用範囲 1	
1-2 用語の定義1	1-2 用語の定義1	
1-3 施工管理の意義1	1-3 施工管理の意義1	
1-4 検査項目の変更等2	1-4 検査項目の変更等2	
1-5 検査結果の反映2	1-5 検査結果の反映2	
1-6 一般事項2	1-6 般事項2	
1-7 関係図書の準用3	1-7 関係図書の準用3	
第2章 共通工事 1	第 2 章 共通工事 4	
2-1 全般 4	2-1 全般4	
2-2 仮設工事 5	2-2 仮設工事5	
2-3 土工事 6	2-3 上工事 6	
2-4 地業工事9	2-4 地業工事9	
2-5 基礎工事9	2-5 基礎工事9	
2-6 建柱工事12	2-6 建柱工事12	
2-7 途装工事 12	2-7 塗装工事	
2-8 スリーブ工事13	2-8 スリーブ工事13	
2-9 配管配線工事13	2-9 配管配線工事13	
2-10 機器据付工事23	2-10 機器据付工事	
2-11 接地工事 24	2-11 接地工事	
2-12 避害針工事 27	2-12 避雷針工事	
2-13 あと施工アンカー工事 28	2-13 あと施工アンカー工事30	
2-14 耐震設計	2-14 耐震設計	
2-15 無収縮モルタル工事 30	2-15 無収縮モルタル工事32	
2-16 二重の安全対策工事 34	2-16 二重の安全対策工事33	
$2-1$ 7 ゆるみ止めナット $rac{33}{2}$	2-17 ゆるみ止めナット35	
2-18 保護協調	2-18 保護協調	
2-19 積算計器	2-19 積算計器	
2-20 機器の電蝕防止 <mark>34</mark>	2-20 機器の電触防止35	
2-21 立会い及び検査 <mark>34</mark>	2-21 立会い及び検査35	
2-22 出来形管理基準及び規格値35	2-22 出来形管理基準及び規格値	
2-23 品質管理基準及び規格値 <mark>35</mark>	2-23 品質管理基準及び規格値	
2-24 施工管理のチェックシート36	2-24 施工管理のチェックシート	
(電気通信工事編)	(電気通信工事編)	
第3章 受配電設備工事	第 3 章 受配電設備	
3-1 機材 <mark>38</mark>	3-1 機材	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
8-5 品質管理基準及び規格値	8-5 品質管理基準及び規格値	
8-6 施工管理のチェックシート	8-6 施工管理のチェックシート	
第 9 章 可変式速度規制標識設備工事	第 9 章 可変式速度規制標識設備工事	
9-1 機材	9-1 機材	
9-2 施工	9-2 施工	
9-3 立会い及び検査	9-3 立会い及び検査	
9-4 出来形管理基準及び規格値	9-4 出来形管理基準及び規格値	
9-5 品質管理基準及び規格値	9-5 品質管理基準及び規格値	
9-6 施工管理のチェックシート	9-6 施工管理のチェックシート	
第10章	第10章 気象観測設備工事	
1 O — 1 機材	10-1 機材	
10-2 施工	10-2 施工	
10-3 立会い及び検査 <mark>77</mark>	10-3 立会い及び検査80	
10-4 出来形管理基準及び規格値	10-4 出来形管理基準及び規格値81	
10-5 品質管理基準及び規格値	10-5 品質管理基準及び規格値83	
10-6 施工管理のチェックシート80	10-6 施工管理のチェックシート	
第11章	第11章 交通量計測設備工事84	
1 1 - 1 機材	1 1 - 1 機材 84	
1 1 - 2 施工	11-2 施工 84	
11-3 立会い及び検査	11-3 立会い及び検査86	
11-4 出來形管理基準及び規格値 <mark>84</mark>	1 1 - 4 出来形管理基準及び規格値87	
11-5 品質管理基準及び規格値	11-5 品質管理基準及び規格値89	
11-6 施工管理のチェックシート <mark>86</mark>	11-6 施工管理のチェックシート	
第12章 移動無線設備工事	第12章 移動無線設備工事90	
12-1 機材 <mark>87</mark>	12-1 機材 90	
1 2 - 2 施工 <mark>87</mark>	12-2 施工 90	
12-3 立会い及び検査	12-3 立会い及び検査92	
12-4 出来形管理基準及び規格値 <mark>91</mark>	12-4 出来形管理基準及び規格値94	
12-5 品質管理基準及び規格値 <mark>92</mark>	12-5 品質管理基準及び規格値95	
12-6 施工管理のチェックシート <mark>95</mark>	12-6 施工管理のチェックシート	
第13章 ラジオ再放送設備工事 96	第 1 3 章 ラジオ再放送設備工事 99	
13-1 機材 <mark>96</mark>	13-1 機材 99	
13-2 施工 96	13-2 施工99	
13-3 立会い及び検査 <mark>97</mark>	13-3 立会い及び検査100	
13-4 出来形管理基準及び規格値 99	13-4 出来形管理基準及び規格値	
13-5 品質管理基準及び規格値	13-5 品質管理基準及び規格値103	
13-6 施工管理のチェックシート	13-6 施工管理のチェックシート104	
第14章 - CCTV設備工事	第14章 CCTV設備工事105	

	【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
1 4 - 1	機材: 102	14-1 機材105	
14 - 1 $14 - 2$	施 [1 4 - 2 施工	
14 - 3	立会い及び検査	14-3 立会い及び検査106	
14-4	出来形管理基準及び規格値	14-4 出来形管理基準及び規格値108	
14 - 5	品質管理基準及び規格値	14-5 品質管理基準及び規格値109	
14 - 6	施工管理のチェックシート	14-6 施工管理のチェックシート109	
第15章	Manager 1	第15章 ハイウェイラジオ設備工事110	
15-1	機材	15-1 機材110	
15 - 1	施工	15-2 施工110	
15 - 3	<u> </u>	15-3 立会い及び検査	
15 - 4	田来形管理基準及び規格値	15-4 出来形管理基準及び規格値113	
15-5	品質管理基準及び規格値	15-5 品質管理基準及び規格値114	
1.5 - 6	施工管理のチェックシート	1 5 - 6 施工管理のチェックシート114	
第16章	伝送交換設備工事	第 1 6 章 伝送交換設備工事	
16-1	機材	16-1 機材115	
16 - 2	施工	16-2 施工115	
16 - 3	立会い及び検査	16-3 立会い及び検査116	
16 - 4	出来形管理基準及び規格値	16-4 出来形管理基準及び規格値117	
16 - 5	品質管理基準及び規格値	16-5 品質管理基準及び規格値117	
16 - 6	施工管理のチェックシート	16-6 施工管理のチェックシート119	
第17章	路中間情報設備工事	第 1 7 章 路中間情報設備工事	
17-1	機材	17-1 機材120	
17 - 2	施工	17-2 施工120	
17 - 3	立会い及び検査	17-3 立会い及び検査121	
17 - 4	出来形管理基準及び規格値	17-4 出来形管理基準及び規格値122	
17-5	品質管理基準及び規格値	17-5 品質管理基準及び規格値123	
17 - 6	施工管理のチェックシート	17-6 施工管理のチェックシート123	
第18章	情報ターミナル設備工事	第18章 情報ターミナル設備工事124	
18-1	機材	18-1 機材124	
18 - 2	施工	18-2 施工124	
18 - 3	立会い及び検査	18-3 立会い及び検査125	
18 - 4	出来形管理基準及び規格値	18-4 出来形管理基準及び規格値126	
18 - 5	品質管理基準及び規格値	18-5 品質管理基準及び規格値127	
18 - 6	施工管理のチェックシート	18-6 施工管理のチェックシート127	
第19章	遠方監視制御設備工事	第19章 遠方監視側御設備工事128	
19 - 1	機材	19-1 機材128	
19 - 2	施工	19-2 施工128	
19 - 3	立会い及び検査	19-3 立会い及び検査128	
			ĺ

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
19-4 出来形管理基準及び規格値	19-4 出来形管理基準及び規格値129	
19-5 品質管理基準及び規格値	19-5 品質管理基準及び規格値130	
19-6 施工管理のチェックシート	19-6 施工管理のチェックシート	
第20章 ETC設備工事	第20章 ETC設備工事	
2 0-1 機材	20-1 機材	
2 0 - 2 施工	20-2 施工131	
20-3 立会い及び検査	20-3 立会い及び検査	
20-4 出来形管理基準及び規格値	20-4 出来形管理基準及び規格値	
20-5 品質管理基準及び規格値	20-5 品質管理基準及び規格値137	
20-6 施工管理のチェックシート	20-6 施工管理のチェックシート139	
(機械設備工事編)	(機械設備工事編)140	
第21章 トンネル非常用設備工事	第21章 トンネル非常用設備工事141	
2 1-1 機材	21-1 機材141	
2 1-2 施工	21-2 施工143	
2 1-3 立会い及び検査	21-3 立会い及び検査147	
2 1 - 4 出来形管理基準及び規格値	21-4 出来形管理基準及び規格値148	
2 1 - 5 品質管理基準及び規格値	21-5 品質管理基準及び規格値150	
2 1 - 6 施工管理のチェックシート	21-6 施工管理のチェックシート	
第 2 2章 トンネル換気設備工事	第 2 2 章 トンネル換気設備工事152	
2 2 - 1 機材	2 2-1 機材	
2 2 — 2 施工	22-2 施工152	
22-3 立会い及び検査	22-3 立会い及び検査154	
22-4 出来形管理基準及び規格値	22-4 出来形管理基準及び規格値	
22-5 品質管理基準及び規格値	22-5 品質管理基準及び規格値	
22-6 施工管理のチェックシート	22-6 施工管理のチェックシート	
第 2 3 章 重量計等取締機器設備工事	第23章 重量計等取締機器設備工事	
2 3 - 1 軸重計	2 3 - 1 軸重計	
2 3 - 2 車重計	23-2 車重計163	
23-3 立会い及び検査	23-3 立会い及び検査165	
23-4 出来形管理基準及び規格値	23-4 出来形管理基準及び規格値	
23-5 品質管理基準及び規格値	23-5 品質管理基準及び規格値167	
23-6 施工管理のチェックシート	23-6 施工管理のチェックシート167	
別添資料1-1 施工前手続きに必要な申請・届出等リスト	別添資料1-1 施工前手続きに必要な申請・届出等リスト	
別添資料1-2 法令関係の略称	別添資料1-2 法令関係の略称	
別添資料2 施工管理のチェックシート	別添資料2 施工管理のチェックシート	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
		VII3 3
	以降に示す改定内容については、「別添資料 2 施工管理のチェックシート」においても同	
	様に改定するものであるため、別添資料 2 の改定内容は本新旧対照比較表からは除くものと	
	する。	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
第2章 共通工事	第2章 共通工事	
2-1 全般	2-1 全般	
(中略)	(中略)	
2-1-2 施工調整	2-1-2 施工調整	
(中略)	(中略)	
3) 他の工事受注者と作業範囲が重複 <mark>する場合、事前に配管、基礎、アンカーボルト等を必要がある場合は、監督員と工事範囲</mark> 及び施工方法について協議 の上、他の工事受注するについて調整をです。		
(中略)	(中略)	
7) 発注者が準備する通信回線を使用せずに電気通信事業者が提供する特定顧客 専用線を 場合は、電気通信事業者と作業対象範囲や回線の開通工事日等の調整を行う。	を使用する 7) 発注者が準備する通信回線を使用せずに電気通信事業者が提供する専用線を使用する場合は、 電気通信事業者と作業対象範囲や回線の開通工事日等の調整を行う。	
(中略)	(中略)	
2-2 仮設工事	2-2 仮設工事	
(中略)	(中略)	
2-2-1 作業床等 (1) 施工	2-2-1 作業床等 (1) 施工	
(中略)	(中略)	
3)7m以上の高さから物体を投下する場合、現場周辺の通行人や隣家への危害を防止する網、難燃処理した帆布等の防護措置を講じる。	るために金 3)7m以上の高さから物体を投下する場合、本章 2-2-1 (1)2)の措置に加え、現場周辺の通行人 や隣家への危害を防止するために金網、難燃処理した帆布等の防護措置を講じる。	
(中略)	(中略)	
	l .	<u> </u>

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
2-3 土工事	2-3 土工事	
(中略)	(中略)	
2-3-1 施工前段階	2-3-1 施工前段階	
(1) 施工	(1) 施工	
(中略)	(中略)	
2) 掘削が複数日に渡る場合で、掘削作業が完了して他の場所へ移動する時は、異常気象等に備え、 シート、土のうを準備し掘削箇所を養生する。併せて危険表示、立入防止柵、養生等の安全対策 を実施する。		
2-3-2 作業機械	2-3-2 作業機械	
(1) 施工	(1) 施工	
(中略)	(中略)	
2) 機械掘削が必要な場合、当該機械の転倒又は転落により作業員等に危険が生ずるおそれのある場合又は作業半径内への立入防止策を講じられない場合は、必ず <mark>誘導員</mark> を配置しオペレータは <mark>誘導員</mark> の指示に従い作業を行う。	2) 機械掘削が必要な場合、当該機械の転倒又は転落により作業員等に危険が生ずるおそれのある場合又は作業半径内への立入防止策を講じられない場合は、必ず <mark>誘導者</mark> を配置しオペレータは <mark>誘導者</mark> の指示に従い作業を行う。	
2-3-3 掘削	2-3-3 掘削	
(1) 施工	(1) 施工	
(中略)	(中略)	
	7) 掘削が複数日に渡る場合で、掘削作業が完了して他の場所へ移動する時は、異常気象等に備え、 シート、土のうを準備し掘削箇所を養生する。併せて危険表示、立入防止柵、養生等の安全対策 を実施する。	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
2-9 配管配線工事	2-9 配管配線工事	
2-9-1 配管	2-9-1 配管	
(中略)	(中略)	
(3) 施工	(3) 施工	
(中略)	(中略)	
2) ケーブルラック	2) ケーブルラック	
(中略)	(中略)	
 b) トンネル及び屋外のケーブルラックを支持金物で支持する場合は、設計図書又は「会社ケーブルラック及び支持金具標準仕様書」による。 3) 管路 	b) トンネル及び屋外のケーブルラックを支持金物で支持する場合は、設計図書又は機材仕様書集 による。 3) 管路	
(中略)	(中略)	
c) 電力用管路の埋設深さは、 <mark>建屋周辺、歩道部分、SA、PA 等の園地等は、600mm 以上、その</mark>	c) 電力用管路の埋設深さは、一般土工部において 300mm 以上とする。	
他は300mm 以上とする。d) 道路横断部 (駐車場を含む) は、路床から 300mm 以上とする。ただし、路面から最低 600mmは確保する。	d) 道路横断部(駐車場を含む)は、路床から 300mm 以上とする。	
(中略)	(中略)	
8) 樹脂製ケーブルトラフ 樹脂製ケーブルトラフは、ケーブル条数やケーブル径から計算してダクトサイズを選定すると蓋が閉まらないケースがあるため、施工に先立ち、ケーブル敷設状況を考慮したダクトサイズとなっているかを確認する。 9) ハンドホール、マンホール本体		
(中略)	(中略)	
e) すべてのハンドホールには、ハンドホール蓋の落下防止金具を取付ける。	e) 通信幹線用ハンドホールには鋳鉄蓋の受枠に落下防止柵を設ける。なお、落下防止柵を設ける 蓋の種別は「会社電気通信用ハンドホール蓋標準仕様書」を参照するものとする。	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
(中略)	(中略)	
2-9-2 配線	2-9-2 配線	
(中略)	(中略)	
(1)材料 使用する電線は、 <mark>ビニル電線、EM-IE 電線等とする</mark> 。	(1) 材料 使用する電線は、設計図書による。	
(中略)	(中略)	
(3) 施工 1) ケーブル配線	(3) 施工 1) ケーブル配線	
(中略)	(中略)	
c) 電線・ケーブルの機器への接続は、機器とケーブルの接続が、設計図書又は施工図どおりであること、電源側・負荷側の配線色に誤りがないこと、 屋外接続時に防水処理が確実に行われて いるか監督員立会いの下、確認を行う。	c) 電線・ケーブルの機器への接続は、機器とケーブルの接続が、設計図書又は施工図どおりであること、電源側・負荷側の配線色に誤りがないこと及び屋外接続時に防水処理(絶縁・防水機能を有するテープ巻き)の実施及び水切りを設けるように入線されているか監督員立会いの下、確認を行う。なお、コネクタ接続の場合は、半挿入となっていないことを確認する。	
(中略)	(中略)	
6) 盤内配線 a) 端子台に取付け時の N-相の接続については、電気標準仕様書の電線の色別とする。電気標準仕様書と機材仕様書集(受配電設備)が適用する JEM(日本電機工業会規格)では、配線色の規定が異なることから、境界となる端子台において、端子側は保守上の取り外しを考慮しキャップ又はチューブで表示するとともに併せて電線色を確認出来る状態とする。	6) 盤内配線 a) 端子台に取付け時の各相の接続については、電気標準仕様書の電線の色別とする。なお、電気標準仕様書と機材仕様書集(受配電設備)が適用するJEM(日本電機工業会規格)では、配線色の規定が異なることから、受配電設備との境界となる端子台において、2次側の端子は保守上の取り外しを考慮しキャップ又はチューブで1次側と同色を表示するとともに併せて電線色を確認出来る状態とする。	
(中略)	(中略)	
 11) ケーブル接続(電力) a) 電源ケーブル接続後、負荷側に電源供給する前に、検相器等を用いて入力側の相回転と相違がないかを確認する。 b) ケーブル接続時、防湿用レジンはモールドケースから空気が追い出され、レジンがあふれるま 	11) ケーブル接続(電力) a) 三相交流回路において、電源ケーブル接続後、負荷側に電源供給する前に、検相器等を用いて入力側の相順と相違がないかを確認する。 b) レジンモールド工法により接続する場合には、次の事項を実施する。	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
で充填する。	イ)ケーブル接続時、防湿用レジンはモールドケースから空気が追い出され、レジンがあふれる	
c) <mark>レジンモールド工法により接続する場合には、</mark> 接続部分がモールドケース内側に接触しない状	まで充填する。	
態で防湿用レジンを注入する。	度続部分がモールドケース内側に接触しない状態で防湿用レジンを注入する。	
	c) 収縮チューブ工法により接続する場合には、すべての接続点で次の事項を実施する。	
	イ) 心線の圧着接続部に心線突出等の突起部がないことを確認する。	
	の 心線接続部相互に接続材製造社が規定する間隔が確保されていることを確認する。	
	n) 心線接続部に施す絶縁テープ巻きに不備不足がないことを確認する。	
	こ) チューブ収縮作業前に圧着接続部を写真撮影し、工事記録写真として記録保存する。	
(中略)	(中略)	
(4) 記録	(4) 記録	
通信機械室等機器から各端末装置を通信ケーブルで接続したのち、表 2-5 に記載した確認項目に	通信機械室等機器から各端末装置を通信ケーブルで接続したのち、表 2-5 に記載した確認項目に	
ついて、測定結果の記録を行う。	ついて、測定結果の記録を行う。	
現地で加工した通信ケーブルを測定対象とし、機器付属の通信ケーブルは測定対象外とする。	現地で加工した通信ケーブルを測定対象とし、機器付属の通信ケーブル及び機器間のインタフェ	
	ース条件が接点信号である場合は測定対象外とする。	
なお、測定対象の通信ケーブルのうち、LAN ケーブルやメタルケーブルは機器の現地試験項目	なお、測定対象の通信ケーブルのうち、LAN ケーブルやメタルケーブルは機器の現地試験項目	
で確認できるものに限り、現地試験の試験成績書で報告することができる。	で確認できるものに限り、現地試験の試験成績書で報告することができる。	
(中略)	(中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
2-10 機器据付工事	2-10 機器据付工事	
(中略)	(中略)	
2-10-1 施工前段階	2-10-1 施工前段階	
(中略)	(中略)	
5) 現場調査時に、搬入経路や搬入口の扉の大きさ等を確認し搬入計画を作成する。	5) 現場調査時に、一般道を含めた搬入経路や搬入口の扉の大きさ等を確認し搬入計画を作成する。	
(中略)	(中略)	
	7) 機器の据付に当たっては、あと施工アンカーボルトの再利用は行わないものとする。 8) 建築限界線のとり方は、上限線は路面に平行とし、横方向限界線は片勾配が標準横断勾配(明り部本線:2.5%・トンネル部:2.0%)を超えるときには路面に垂直、勾配が標準横断勾配(明り部本線:2.5%・トンネル部:2.0%)以下のときは鉛直とする。	
2-10-2 機材搬入	2-10-2 機材搬入	
(中略)	(中略)	
6) 建物内搬入時、搬入した機器及び材料や建物が損傷しないよう保護物をあてて養生する。	6) 建物内搬入時、搬入した機器及び材料や建物が損傷しないよう保護物をあてて養生する。また、 腰巻の工具等で建物、機器及び材料が損傷しないように注意する。	
(中略)	(中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
2-11 接地工事	2-11 接地工事	
(中略)	(中略)	
(3) 施工	(3) 施工	
(中略)	(中略)	
10)接地極は、 <mark>施工性を考慮し</mark> 地面に垂直に埋設することを基本とするが、地質条件等により横置きにする場合は、空気だまりがないように敷き均しを行う。なお、接地抵抗低減材を使用する場合は、監督員の確認を受けて使用する。		
(中略)	(中略)	
(4) 試験1) 接地極埋設後、接地抵抗を測定する。ただし、構造体利用とした接地極、環状接地極、網状接地極又は基礎接地極の場合における接地抵抗測定は、電圧降下法により行う。2) 接地抵抗の測定結果には、測定時における天候、気温、湿度を必ず記入する。	 14)接地線を配線するにあたっては、必要以上に余長を設けないようにする。 (4)試験 1)接地極埋設後、接地抵抗を測定する。ただし、構造体利用とした接地極、環状接地極、網状接地極又は基礎接地極の場合における接地抵抗測定は、電圧降下法により行うものとし、3電極法によることを基本とする。 2)接地抵抗の測定結果には、測定時における日付、天候、気温、湿度を必ず記入する。 	
(中略)	(中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
2-13 あと施工アンカー工事	2-13 あと施工アンカー工事	
(1) 材料	(1) 材料	
(中略)	(中略)	
	2) あと施工アンカーの選定に当たっては、「各種合成構造設計指針・同解説」(日本建築学会) に	
	基づき、へりあき寸法及びアンカーボルトの間隔を考慮した上で、適切なものを選定しなければ	
	ならない。	
2) あと施工アンカーの性能確認試験は製造所の試験成績書を提出し、監督員の確認を受ける。	3) あと施工アンカーの性能確認試験は製造所の試験成績書を提出し、監督員の確認を受ける。	
(2) 施工	(2) 施工	
(中略)	(中略)	
(中間)	(中 呼)	
	9) あと施工アンカーの施工に当たっては、打設位置におけるひび割れの有無を確認する。ひび割	
	れがあった場合は、アンカーボルトの打設位置を変更する。	
(3) 試験	(3) 試験	
(中略)	(中略)	
b) 引張荷重は、 <mark>電気通信設備工事共通仕様書 第3編 第3章 3-3-1-1 耐震施工(2)「機器の固</mark>	b) 引張荷重は、本章 2-23「品質管理基準及び規格値」による。	
定」・3-4-4-4「器材の落下防止」 による。		
(中略)	(中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
2-15 無収縮モルタル工事	2-15 無収縮モルタル工事	
(中略)	(中略)	
(2) 施工	(2) 施工	
(中略)	(中略)	
8) 無収縮モルタルは、練り混ぜ後おおむね 20 分以内に注入を行う。したがって注入箇所にできるだけ近い位置で練り混ぜるとともに、練り混ぜ量も注入量を十分考慮の上、袋単位で決定を行う。 9) 無収縮モルタルは、必ず片側から注入し、反対側からモルタルがあふれるまで連続的に注入する。 10) 注入作業中は、バイブレータなどで無収縮モルタルに振動を与える、型枠をたたくなどの作業は絶対に避ける。ただし、注入を補助するために針金などを挿入して軽く撹拌することはよいが過度にならぬよう注意する。 11) 無収縮モルタル注入後、オーバーフローした余分なモルタルは取り除く。	8) Jロートによる試験を行う場合は、Jロートに水を通して濡らす過程で不純物を除去する。なお、 試験を連続で行う場合は、Jロート内のモルタルを除去しなければならない。 9) 無収縮モルタルは、練り混ぜ後おおむね 20 分以内に注入を行う。したがって注入箇所にできるだけ近い位置で練り混ぜるとともに、練り混ぜ量も注入量を十分考慮の上、袋単位で決定を行う。 10) 無収縮モルタルは、必ず片側から注入し、反対側からモルタルがあふれるまで連続的に注入する。 11) 注入作業中は、バイブレータなどで無収縮モルタルに振動を与える、型枠をたたくなどの作業は絶対に避ける。ただし、注入を補助するために針金などを挿入して軽く撹拌することはよいが過度にならぬよう注意する。 12) 無収縮モルタル注入後、オーバーフローした余分なモルタルは取り除く。	
(中略)	(中略)	

	【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月						【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月						備考
2-16	二重の安全	·対策工事				2-1	6 二重の安全	<u>───────</u> È対策工事					
			(中略)						(中略)				
(3) 検3	查					(3) 検	查						
			(中略)						(中略)				
		表 2-12 <mark>ワイヤ</mark>	<mark>ロープ端末加</mark>	<mark>Lの基準管理試験</mark>				表 2-12 ワイヤ	ロープ端末加口	工引張試験			
	試験方法	頻度		監督員の 立会い	規格値		試験方法	頻度		監督員の 立会い	規格値	直	
	引張試験	端末加工種別ごとに (最大径のもの) 1回あたり3本以上の プで実施する。			試験値で、 終局荷重以上 こと。		引張試験	端末加工種別ごとに 1 [(最大径のもの) 1 回あたり 3 本以上のワ プで実施する。		O Ē	全ての試験値 所定の終局₹ であること。	荷重以上	
			(中略)						(中略)				
	表	2-13 ワイヤローブ	[®] 設置に必要な	各種材料の日常管理	試験		表	₹ 2-13 ワイヤロープ設	世間に必要な各種	種材料の日常	常管理試験		
	項目	試験方法	頻度	許容誤差	報告書の 様式		項目	試験方法	頻度	許容	誤差	報告書の 様式	
			(中略)						(中略)				
	出来形	設計図書との照合	全数	端末加工を含む ワイヤロープの 場合: ±25mm 吊金具等の制度 材料: ±5mm	適宜		出来形	設計図書との経照合	全数	端末加工 ワイヤロ 場合: -10mm< 0mm(※) 吊金具等 材料: ±5mm	ュープの 誤差≦)	適宜	
								内であっても、ワイヤロ いないことを確認しなけ			付け金具アン	ンカーボル	トが常時
			(中略)						(中略)				

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月						【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月					備
- 20 機器の電	蝕防止				2-20 機器の電蝕防止						
器の筐体、蝶番	、ボルト、ナッ	ト、ビス類等の	の接触面が異種金属の組み合	合わせとなる場合は、電	機器の筐体、蝶番、ボルト、ナット、ビス類、並びに支柱、取付金物及びアンカーボルト等の接触						
5止措置を施す。					面が異種	重金属の組みで	合わせとなる場	合は、電蝕防止	:措置を施す。		
		(中	略)					(中	略)		
· 2 3 品質管理	!基準及び規格値				2-23	品質管理	基準及び規格値	Ī			
の事項以外は、	設計図書による)			次の事	耳項以外は、調	設計図書による	0			
L場施工完了段階	に下表を確認す	る。			現場施	五二完了段階に	こ下表を確認す	·る。			
の表に該当しな	いものは、監督	員と協議する。			この表	そに該当しない	いものは、監督	員と協議する。			
	表 2-15	品質管理基準	及び規格値(共通工事)				表 2-15	品質管理基準及	及び規格値(共通工事)		
検査区分		試験方法	規格値	測定対象		検査区分	検査項目	試験方法	規格値	測定対象	
あと施工		アンカーボ ルト引張試 験器による 荷重試験	引張荷重は <mark>「電気通信設</mark> 備工事共通仕様書第 3 編 第 3 章 3-4-4-4 器材の落 下防止」 による	有資格者が 打設・試験す る場合は、施 工日・種別ご		あと施工 アンカー エ 引張試験	引張試験 (壁面又は天井面)		引張荷重は、あと施工アンカーボルトの引張荷重 (短期荷重用)による	有資格者が 打設・試験す る場合は、施 エ日・種別ご	
	引張試験 (壁面又は 天井面以	19 里沙線	引張荷重は「電気通信設備工事共通仕様書第3編第3章 3·3·1·1 耐震施工	とに 3 本以 上		ケーなみ、	引張試験 (壁 面又は天井 面以外)	10 里心物	引張荷重は「電気通信設備工事共通仕様書第3編 第3章 3-3-1-1 耐震施工	とに 3 本以上	
	外)		(2)機器の固定」による	無資格者が 打設・試験す る場合は、全 数					(2)機器の固定」による	無資格者が 打設・試験す る場合は、全 数	
		(中	略)		-			(中	略)		
		(中	略)					(中	略)		

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	
第3章 受配電設備工事	第3章 受配電設備工事	
(中略)	(中略)	
3-2 施工	3-2 施工	
(中略)	(中略)	
3-2-7 機器据付工事	3-2-7 機器据付工事	
(中略)	(中略)	
9) 屋外用キュービクルには取扱者以外の者が立ち入らないようフェンス等の立入防止措置を施し フェンスの出入口には施錠装置を設け、立入りを禁止する旨を表示する。また、フェンス内は、		
草が繁茂しないようにコンクリート等で、防草処置を施す。		
(中略)	(中略)	
3-2-8 接地工事	3-2-8 接地工事	
(中略)	(中略)	
	2) 一次側及び二次側の電圧が低圧である所内変圧器の中性点接地については、B 種接地と接続しない。	
3-3 立会い及び検査	3-3 立会い及び検査	
(中略)	(中略)	
3-3-2 施工の立会い	3-3-2 施工の立会い	
(中略)	(中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月		【改定】施設工事施コ	備考	
表 3-1 施工の立会い		表 3-1 [施工の立会い	
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期	
基礎の位置	掘削前	基礎の位置	掘削前	
配管の敷設	掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	
基礎内配管	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	
支柱建柱	建柱作業過程	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	
検査	施工検査時	検査	施工検査時	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月 備考	
第4章 自家発電設備工事	第4章 自家発電設備工事	
(中略)	(中略)	
4-2 施工	4-2 施工 4-2-1 施工計画	
(中略)	(.l. mfs)	
│ │ 4 - 2 - 2	(中略)	
次の事項以外は、第2章「共通工事」2-5「基礎工事」による。 1) 自家発電設備の基礎を打設する場合、 <mark>自家発電機室のスラブ等と縁切りや</mark> 単独基礎について、 監督員と協議の上、施工する。	4-2-2 基礎工事 次の事項以外は、第2章「共通工事」2-5「基礎工事」による。 1) 自家発電設備の基礎を打設する場合、単独基礎について、監督員と協議の上、施工する。	
(中略)	(中略)	
4-2-4 配管配線工事	4-2-4 配管配線工事	
(中略)	(中略)	
	4) 燃料配管の接続は溶接を基本とする。なお、溶接部はコンクリート等で埋めてはならない。 5) 燃料配管のフランジ部には耐油性のシールを施す。	
	(中略)	
4-2-6 機器据付工事次の事項以外は、第2章「共通工事」2-10「機器据付工事」による。(1) 発電機及び原動機	4-2-6 機器据付工事 次の事項以外は、第2章「共通工事」2-10「機器据付工事」による。 (1) 発電機及び原動機	
(中略)	(中略)	
8) 屋外用自家発電設備には取扱者以外の者が立ち入らないようフェンス等の立入防止措置を設置 しフェンスの出入口には施錠装置を設け、立入りを禁止する旨を表示する。また、フェンス内は、 草が繁茂しない様に防草処置を施す。 (2) 燃料槽	(2) 燃料槽	
(中略)	(中略)	

【現行】施設工事施工	管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工	管理要領 令和6年7月		
3) 燃料運搬容器から直接屋内燃料小出槽に給	油する場合は、電動ポンプ又はウイングポンプと容	3) 燃料運搬容器から直接屋内燃料小出槽に給	油する場合は、電動ポンプ又はウイングポンプと容		
器との間に合成樹脂製ホース(ピアノ線入り)	又は網入り)を設け、その容器側の先端は容器に適し	器との間に合成樹脂製ホース(ピアノ線入り又は網入り)を設け、その容器側の先端は容器に適し			
た銅管を取付ける。なお、先端は、斜めに切	l断又は門形切込を設ける。	た銅管 <mark>又はカプラ</mark> を取付ける。なお、 <mark>銅管</mark> の	先端は、斜めに切断又は門形切込を設ける。		
(中	□略)	(月	中略)		
-3 立会い及び検査		4-3 立会い及び検査			
(4	中略)	(प	中略)		
4-3-2 施工の立会い		4-3-2 施工の立会い			
(中	□略)	(月	中略)		
表 4-1 .	江の立会い	表 4-1 .	重工の立会い		
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期		
基礎の位置	掘削前	基礎の位置	掘削前		
配管の敷設	掘削前、埋戻し前、コンクリート打設前及び 二重天井、壁仕上げ材取付前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前、コンクリート打設前及び 二重天井、壁仕上げ材取付前		
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程		
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前		
基礎內配管	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前		
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前		
防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の 防水処理	処理過程	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の 防水処理	処理過程		
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程		
	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程		
機器設置			絶縁処理作業過程		
機器設置 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	形形/C/工厂		
	絶縁処理作業過程 接続作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程		

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
第5章 直流電源・無停電電源設備工事	第5章 直流電源・無停電電源設備工事	
(中略)	(中略)	
5-2 施工	5-2 施工	
5-2-1 施工計画 (1) 現場調査	5-2-1 施工計画 (1) 現場調査	
(中略)	(中略)	
2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	
(中略)	(中略)	
d) 設置する無停電電源設備を含めて、同一室内にあるすべての蓄電池容量が 4800Ah・セル以上の場合、火災予防条例による「火を使用する設備等」となるので、各市町村等が制定する火災予防条例に従い、蓄電池設備設置届が必要となる。また火災予防条例を準用して、ケーブル等の貫通部分のすきまを不燃材料で埋めることや、屋外に通じる有効な換気設備を設置すること、蓄電池設備である旨を表示した標識や消火器等を設置すること等が定められているので、当該条例の内容や手続きなどについて、所轄する消防署に確認する。	合、火災予防条例による「火を使用する設備等」となるので、各市町村等が制定する火災予防 条例に従い、蓄電池設備設置届が必要となる。また火災予防条例を準用して、ケーブル等の貫 通部分のすきまを不燃材料で埋めることや、屋外に通じる有効な換気設備を設置すること、蓄	
(中略)	(中略)	
5-2-5 機器据付工事	5-2-5 機器据付工事	
(中略)	(中略)	
	2) 蓄電池の端子間が短絡した場合における事故防止のために、絶縁工具の使用等により短絡防止措置を講じなければならない。	
(中略)	(中略)	
5-3 立会い及び検査	5-3 立会い及び検査	
(中略)	(中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月		【改定】施設工事施工	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月			
- 3 - 2 施工の立会い		5-3-2 施工の立会い				
(1	中略)	(1	中略)			
表 5-2	施工の立会い	表 5-2 方	塩工の立会い			
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期			
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程			
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前			
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程			
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程			
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程			
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程			
検査	施工検査時	検査	施工検査時			

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
第6章 道路照明設備工事	第6章 道路照明設備工事	
(中略)	(中略)	
6-2 施工 6-2-1 施工計画	6-2 施工 6-2-1 施工計画	
(1) 現場調査	(1) 現場調査	
(中略)	(中略)	
2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	
(中略)	(中略)	
e) ポール表面とガードレールとの離隔 <mark>距離</mark> は設計図書 によるが、設計図書に記載がない場合 来形管理基準による 。	e) ポール表面とガードレールとの離隔は設計図書の <mark>距離を確保する</mark> 。	
(中略)	(中略)	
6-2-2 基礎工事	6-2-2 基礎工事	
(中略)	(中略)	
1) 基礎内の電源立ち上がり配管は、ポール内に入る電源側、送り側方向を考慮しつつ、ジェトボックスの左側を電源側、右側を送り側になる様に設置する。	1) 基礎内の電源立ち上がり配管は、ポール内に入る電源側、送り側方向を考慮しつつ、ジョイントボックスの左側を電源側、右側を送り側になる様に設置することを基本とする。	
(中略)	(中略)	
6-2-5 配管配線工事	6-2-5 配管配線工事	
(中略)	(中略)	
	2) ポール内のジョイントボックスの左側を電源側、右側を送り側になる様に入線することを基本 とする。	
	(中略)	
	I .	l

【現行】施設工事施工	管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工	管理要領 令和6年7月	備考
6-3 立会い及び検査		6-3 立会い及び検査		
	L. m/c \		L m(r.)	
(1	中略)	(E	中略)	
6-3-2 施工の立会い		6-3-2 施工の立会い		
(1	中略)	([中略)	
素 6-1 − ‡	電工の立会い	⇒ 6-1 ★	重工の立会い	
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期	
基礎の位置	掘削前	基礎の位置	掘削前	
配管の敷設	掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	
基礎内配管	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	
支柱建柱	建柱作業過程	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	
検査	施工検査時	検査	施工検査時	
(1	中略)	(=	中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月

6-4 出来形管理基準及び規格値 次の事項以外は、設計図書による。

表 6-2 出来形管理基準及び規格値(道路照明設備工事)

工 任		四世/	1	
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
据付据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	建築限界高+200 ㎜以上
支柱据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する <mark>最低離隔 500 m以上</mark> (SS 又は SA の場合 1000 m以上)
据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	NS .GL
屋内装置据付			(中略)	
屋外装置据付	据付位置 L1	設計値 ±30 mm		
	据付位置 L2	設計値 ±30 mm	全数を測定	L2 T
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		

【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月

備考

6-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 6-2 出来形管理基準及び規格値(道路照明設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
道路照明灯据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上であ ること)	全数を測定	建築限界高+200 ㎜以上
支柱据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する
分岐点用点滅灯 据付	ガードレールからの離隔 L1 ガードレールからの離隔 L2 据付高さ	設計值 ±50 mm 設計值 ±50 mm	全数を測定	##1 GL ガードレールまでの距離は、支柱
屋内装置据付	H1	±50 mm	(中略)	に設置された機器を含めた最小 距離で測定する
屋外装置据付	据付位置 L1 据付位置	設計値 ±30 mm 設計値		↑ L3
	L2 ガードレールか らの離隔 L3	±30 mm 設計値 ±50 mm	・全数を測定	H1 H1
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		ガードレールまでの距離は、支柱 に設置された機器を含めた最小 距離で測定する

	【現行】施設	设工事施工管理要領 令	和4年7月				【改定】施設二	工事施工管理要領 令	和6年7月		備考
6-5 品質管理	6-5 品質管理基準及び規格値			6 —	6-5 品質管理基準及び規格値						
		(中略)						(中略)			
	表 6-3 品質管理	型基準及び規格値(道路	照明設備工事)			-	表 6-3 品質管理基	基準及び規格値(道路	照明設備工事)		
試験区分		試験方法	規格値	測定対象		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象	
単体動作試験			監督員の承諾を得	回路ごと		単体動作試験	点灯試験	手動又は自動で点	監督員の承諾を得 た試験方案書通り に動作するか確認 する	回路ごと	
		(中略)						(中略)			
		(中略)						(中略)			

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
第7章 トンネル照明設備工事	第7章 トンネル照明設備工事	
(中略)	(中略)	
7-2 施工	7 — 2 施工	
(中略)	(中略)	
7-2-2 配管配線工事	7-2-2 配管配線工事	
(中略)	(中略)	
11) ケーブルラック上から照明灯具への分岐ケーブルは、ケーブルラックの子桁を経由させ、ケーブルを ・	11) ケーブルラック上から照明灯具への分岐ケーブルは、ケーブルラックの子桁を経由させ、ケーブルを結束する。	
(中略)	(中略)	

【現行】施設工事施	五工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工	管理要領 令和6年7月	備考
7-3 立会い及び検査		7-3 立会い及び検査		
	(中域)	1-	fi m々∖	
	(中略)	(1	中略)	
7-3-2 施工の立会い		7-3-2 施工の立会い		
	(中略)	([中略)	
表 7 -	1 施工の立会い	表 7-1 1	施工の立会い	
施工の内容	立会い時期	<u> </u>	立会い時期	
照明器具の取付け	墨出し過程	照明器具の取付け	墨出し過程	
配管の敷設	掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	
検査	施工検査時	検査	施工検査時	
	(中略)		中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月

7-4 出来形管理基準及び規格値 次の事項以外は、設計図書による。

表 7-2 出来形管理基準及び規格値(トンネル照明設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
トンネル照明器具 据付	据付位置 L1	設計値 ±100 mm	L1:全数を測定 H1: 施 エ 延 長	建築限界高 +200 mm以上
	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	40mにつき 1 ヶ所、施工延長 40m以下のも のは 1 施工箇 所につき 2 ヶ	H1
分電盤据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	所 H2:全数を測定 	建築限界
自動点滅装置据付	ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する 最 <u>機</u> <u>職隔 500 mm以上</u> (SS 又は SA の場合 1000 mm以上)
屋内装置据付		(中略)	
屋外装置据付	据付位置 L1	設計値 ±30 mm		LI
	据付位置 L2	設計値 ±30 mm	全数を測定	12 T
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		

【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月

7-4 出来形管理基準及び規格値 次の事項以外は、設計図書による。

表 7-2 出来形管理基準及び規格値(トンネル照明設備工事)

備考

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
トンネル照明器具 据付	据付位置 L1	設計値 ±100 mm	L1:全数を測定 H1: 施 工 延 長	建築限界高 +200 mm以上
	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上 であること)	40mにつき 1 ヶ所、施工延長 40m以下のも のは 1 施工箇 所につき 2 ヶ	H1=装置下端
分電盤据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	所 H2:全数を測定	建築限界
自動点滅装置据付	ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する
屋内装置据付		(中略)	
屋外装置据付	据付位置 L1 据付位置	設計値 ±30 mm 設計値		L1
	L2 ガードレールから の離隔 L3	±30 mm 設計値 ±50 mm	全数を測定	H1 L3
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		ガードレールまでの距離 は、支柱に設置された機器 を含めた最小距離で測定 する

	【現行】施設工事施工管理要領 令	和4年7月			【改定】施設	工事施工管理要領 令	和6年7月		備考
7-5品質管理基準及び	規格値			7-5品質管理基準及び	ぶ規格値				
	(中略)					(中略)			
表 7	7-3 品質管理基準及び規格値(トンネ	ル照明設備工事)		表	7-3 品質管理基準	準及び規格値(トンネ	ル照明設備工事)		
試験区分	試験項目 試験方法		対象	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象	
単体動作試験	点灯試験 手動、自動で点灯、 調光の動作を確認する	監督員の承諾を得た試験方案書通りに動作するか確認する	ごと	単体動作試験	点灯試験		た試験方案書通りに動作するか確認する	回路ごと	
	(中略)					(中略)			
	(中略)					(中略)			

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
第8章 可変式道路情報板設備工事	第8章 可変式道路情報板設備工事	
(中略)	(中略)	
8-2 施工	8-2 施工	
(中略)	(中略)	
8-2-6 機器据付工事 次の事項以外は、第2章「共通工事」2-10「機器据付工事」による。 1) 情報板の向きは通常視力者の視認距離が約 200m 程度であるので、その手前の地点(約 150m) に直角に向ける。この場合、アンカーボルトの設置位置で角度を調整すると、コンクリートの 強度や耐久性に影響を及ぼす可能性があるため、原則として基礎本体で角度を調整する。 (中略)		
(中)()	(中吨分	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月		【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月		
8-3 立会い及び検査		8-3 立会い及び検査		
(中略)		(中略)		
	8-3-2 施工の立会い			
(中略)		(中略)		
施工の立会い	表 8-1 崩			
立会い時期	施工の内容	立会い時期		
掘削前	基礎の位置	掘削前		
掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前		
敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程		
打設作業過程	杭の打設	打設作業過程		
コンクリート打設前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け(基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前		
コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前		
掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前		
建柱作業過程	支柱建柱(ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程		
取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程		
設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程		
絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程		
接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程		
施工検査時	検査	施工検査時		
(中略)		中略)		
	(中略) 施工の立会い 立会い時期 掘削前 掘削前、埋戻し前 敷設作業過程 打設作業過程 コンクリート打設前 コンクリート打設前 ロンクリート打設前 建柱作業過程 取付け過程 設置前、設置作業過程 絶縁処理作業過程 接続作業過程 接続作業過程	(中略) (中略) (中略) (8-3-2 施工の立会い (中略) (8-3-2 施工の立会い (8-3-2 施工の内容 (8-5 を 1 が を 8-1 が を 8-1 が を 8-1 が (8-5	(中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月

8-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 8-2 出来形管理基準及び規格値(可変式道路情報板設備工事)

	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
	表示装置据付		設計値		建築限界高+200 ㎜以上
		据付高さ H1	±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	15 /11
	支柱据付				ガードレールまでの距離 は、支柱に設置された機
		ガードレールか	設計値	A Mr. A Amerika	器を含めた最小距離で測 定する
		らの離隔 L1	±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定 	最低離隔 1000 ㎜以上
					※図示は支柱形状による (記載は、I 型柱の例)
	屋内装置据付			(中略)	
l					

【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月

8-4 出来形管理基準及び規格値 次の事項以外は、設計図書による。

表 8-2 出来形管理基準及び規格値(可変式道路情報板設備工事)

備考

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
表示装置据付 (I 型支柱)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上であ ること)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上
支柱据付 (I 型支柱)	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する
表示装置据付(門型支柱)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上であ ること)	全数を測定	(記載は、I型柱の例) 建築限界高+200 mm以上
支柱据付 (門型支柱)	ガードレールか らの離隔 L1、 L2	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離 は、支柱に設置された機 器を含めた最小距離で測 定する
表示装置据付(トンネル坑口)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm	全数を測定	L1 >
支柱据付 (トンネル坑口)	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する
表示装置据付(トンネル内)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm	全数を測定	建築限界
屋内装置据付		<u>I</u>	· (中略)	A ANIANI

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
(中略)	(中略)	
(中岭)	(中順)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
第9章 可変式速度規制標識設備工事	第9章 可変式速度規制標識設備工事	
(中略)	(中略)	
9-2 施工 9-2-1 施工計画 (1) 現場調査	9-2 施工 9-2-1 施工計画 (1) 現場調査	
(中略)	(中略)	
2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	
(中略)	(中略)	
c) ガードレールとの離隔は設計図書の <mark>値、かつ、標識端部との最低離隔を 500mm 以上(ガードレールのタイプが SS 又は SA の場合は 1000mm 以上)</mark> 確保 <mark>できる。</mark>	c) ガードレールとの離隔は設計図書の <mark>距離を確保する。</mark>	
(中略)	(中略)	
9-2-6 機器据付工事 次の事項以外は、第2章「共通工事」2-10「機器据付工事」による。 1) 表示面の向きは通常視力者の視認距離が約200m程度であるので、その手前の地点(約150m) に直角に向ける。この場合、アンカーボルトの設置位置で角度を調整すると、コンクリートの 強度や耐久性に影響を及ぼす可能性があるため、原則として基礎本体で角度を調整する。	9-2-6 機器据付工事 次の事項以外は、第2章「共通工事」2-10「機器据付工事」による。 1) 道路線形等を考慮し表示面の向きを調整する場合、アンカーボルトの設置位置で角度を調整すると、コンクリートの強度や耐久性に影響を及ぼす可能性があるため、原則として基礎本体で角度を調整する。	
(中略)	(中略)	
9-3 立会い及び検査	9-3 立会い及び検査	
(中略)	(中略)	

【現行】施設工事	事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施	工管理要領 令和6年7月	備考
9-3-2 施工の立会い	-2 施工の立会い 9-3-2 施工の立会い			
	(中略)		(中略)	
表 9	9-1 施工の立会い	表 9-1	施工の立会い	
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期	
基礎の位置	掘削前	基礎の位置	掘削前	
配管の敷設	掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホー	ル) コンクリート打設前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	
基礎内配管	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	
支柱建柱	建柱作業過程	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理		電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	
検査	施工検査時		施工検査時	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月 【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月

9-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 9-2 出来形管理基準及び規格値(可変式速度規制標識工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
表示装置据付	据付高さ (補助標識 なし) H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する
補助標識据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	全数を測定	100
表示装置据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	最低離隔 500 mm以上 (SS 又は SA の場合 1000 mm以上)
屋内装置据付		•	(中略)	

9-5 品質管理基準及び規格値

(中略)

表 9-3 品質管理基準及び規格値(可変式速度規制標識工事)

試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象			
単体動作試験		(中略)					
総合動作試験		(中略)					
	監視制御ユニットからの動作試験	上位局、監視制御盤及 び操作盤から項目が 制御できる <mark>か</mark> 確認す る	監督員の承諾を得た 試験方案書通りに動 作するか確認する	全機器全項目			
	(中略)						

(中略)

9-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 9-2 出来形管理基準及び規格値(可変式速度規制標識工事)

備考

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
表示装置据付	据付高さ (補助標識 なし) H 1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する
補助標識据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	全数を測定	12 Hz
表示装置据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	
屋内装置据付			(中略)	

9-5 品質管理基準及び規格値

(中略)

表 9-3 品質管理基準及び規格値(可変式速度規制標識工事)

試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象		
単体動作試験		(中略)				
総合動作試験		(中略)				
	監視制御ユニッ	上位局、監視制御盤及	監督員の承諾を得た	全機器		
	トからの動作試	び操作盤から規制標	試験方案書通りに動	全項目		
	験	識に対し項目が制御	作するか確認する			
	できること及び補助					
		標識における突き合				
		わせ表示内容を確認				
		する				
(中略)						

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
第10章 気象観測設備工事	第10章 気象観測設備工事	
(中略)	(中略)	
10-2 施工 10-2-1 施工計画 (1) 現場調査 1) 現場と設計図書に齟齬がある場合又は疑義が生じる場合は、監督員と協議する。 2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。 (中略)	 10-2 施工 10-2-1 施工計画 (1) 現場調査 1) 現場と設計図書に齟齬がある場合又は疑義が生じる場合は、監督員と協議する。 2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。 (中略) 	
d) 風向風速計	d)風向風速計	
(中略)	(中略)	
 ハ) ガードレールとの離隔は設計図書の<mark>値、かつ最低離隔として 500mm 以上(ガードレール)</mark> のタイプが SS 又は SA の場合は 1000mm 以上) を確保できること。 e) 降水検知器 	ハ)ガードレールとの離隔は設計図書の <mark>距離を</mark> 確保する。 e) 降水検知器	
(中略)	(中略)	
か) 走行車両が跳ね飛ばした水がかかる場所は避けるため、ガードレールとの離隔距離は設計 図書の距離を確保すること。	n) 走行車両が跳ね飛ばした水がかかる場所は避けるため、ガードレールとの離隔距離は設計 図書の距離を確保する。	
(中略)	(中略)	
10-3 立会い及び検査	10-3 立会い及び検査	
(中略)	(中略)	
10-3-2 施工の立会い	10-3-2 施工の立会い	
(中略)	(中略)	

表 10-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

10-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 10-2 出来形管理基準及び規格値(気象観測設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基 準	測定場所
観測局据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm (1600 mm以上)	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する
集合支柱型 観測局据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm		① 風向風速計
	据付高さ	設計値		③ 雨雪量計 ④ 気 温 計 ⑤ 85計(V(計)
	H2	$\pm 50~\mathrm{mm}$		#3 #3 W 65 81 (V 1817)
	据付高さ	設計値	全数を	Hd ANG
	H3	$\pm 50~\mathrm{mm}$	測定	Hs
	据付高さ	設計値		
	H4	$\pm 50~\mathrm{mm}$		
	据付高さ	設計値		
	H5	$\pm 50~\mathrm{mm}$		

【改定】施設工事施工管理要領 令和 6 年 7 月 表 10-1 施工の立会い

備考

₹101 旭工の立芸 (**				
施工の内容	立会い時期			
基礎の位置	掘削前			
配管の敷設	掘削前、埋戻し前			
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程			
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前			
基礎內配管	コンクリート打設前			
接地極の埋設	掘削部埋戻し前			
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程			
あと施工アンカーの取付け	取付け過程			
機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程			
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程			
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程			
検査	施工検査時			

(中略)

10-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 10-2 出来形管理基準及び規格値(気象観測設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基 準	測定場所
観測局据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する
集合支柱型観測局据付	据付高さ H1 据付高さ H2 据付高さ H3 据付高さ H4 据付高さ H4	設計値 ±50 mm 設計値 ±50 mm 設計値 ±50 mm 設計値 ±50 mm 設計値 ±50 mm	全数を 測定	① 風向風速計 ② 降水検知器 ④ 南雪 量計 ④ 気 湿 計 ⑤ BS \$t(V1\$†)

	【現行】施設工	工事施工管理要領	令和4年	7月		【改定】施設工	二事施工管理 9	要領 令和6年7	7月	備考
	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm (1600 mm以上)	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する		ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を 測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する	
風向風速計 据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する 最小距離で測定する 最小距離の測定する	風向風速計 据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する	
雨雪量計据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm (1600 mm以上)	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する	雨雪量計据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を 測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する	
屋内装置据付		(中)	略)		屋内装置据付			(中略)		
		(中略)					(中略)			
L										

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
第11章 交通量計測設備工事	第11章 交通量計測設備工事	
(中略)	(中略)	
11-2 施工 11-2-1 施工計画 (1) 現場調査	11-2 施工 11-2-1 施工計画 (1) 現場調査	
(中略)	(中略)	
2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	
(中略)	(中略)	
b) ガードレールの離隔は設計図書の <mark>値、かつ、最低離隔距離として 500mm 以上(ガードレー</mark> ルのタイプが SS 又は SA の場合は 1000mm 以上)を確保 <mark>できること。</mark>	b) ガードレールとの離隔は設計図書の <mark>距離を</mark> 確保する。	
(中略)	(中略)	
11-2-6 機器据付工事	11-2-6 機器据付工事	
(中略)	(中略)	
 (1) ループコイル式 1) 車両検知器とガードレールの離隔は設計図書の値、かつ、最低離隔として 500mm 以上(ガードレールのタイプが SS 又は SA の場合は 1000mm 以上)とする。 	(1) ループコイル式 1) 車両検知器とガードレールの離隔は設計図書の値とする。	
(中略)	(中略)	
11-3 立会い及び検査	11-3 立会い及び検査	
(中略)	(中略)	
1 1 - 3 - 2 施工の立会い	11-3-2 施工の立会い	
(中略)	(中略)	

表 11-1 施工の立会い

#-T 0 4-#	
施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

11-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 11-2 出来形管理基準及び規格値(交通量計測設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
超音波式車両検知器据付 (超音波へッド)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上 H1、H2=装置下端
	据付高さ H2	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置
超音波式車両検知器据付(支柱)	ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確 保)	全数を測定	された機器を含めた最 小距離で測定する 最低離隔 500 mm以上 (SS 又は SA の場合 1000 mm以上)

【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月

表 11-1 施工の立会い

備考

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

11-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 11-2 出来形管理基準及び規格値(交通量計測設備工事)

	**	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
超音波式車両検知器据付 (超音波へッド)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上であ ること)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上 H1、H2=装置下端
	据付高さ H2	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上であ ること)	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置
超音波式車両検知器据付(支柱)	ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	された機器を含めた最小距離で測定する

	【現行】施記	设工事施工管理要领	頁 令和4年7月			【改定】施記	段工事施工管理要領	頁 令和6年7月		備考
ループコイル埋 設		(中略)		ループコイル埋設		(中略)		
ループコイル式車両検知器据付	ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確 保)	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する 最 <u>低離隔 500 m以上</u> (SS 又は SA の場合	ループコイル式車両検知器据付	ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する	
画像式車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	1000 mm以上) 建築限界高 +200 mm以上 ガードレールまでの 距離は、支柱に設置	画像式車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上であ ること)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上 ボードレールまでの 距離は、支柱に設置	
	ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確 保)	全数を測定	された機器を含めた 最小距離で測定する 最低離隔 1000 mm以上		ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	された機器を含めた 最小距離で測定する	
レーダ式 車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm	全数を測定	H1=装置下端	レーダ式車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm	全数を測定	H1=装置下端 ボードレールまでの 距離は、支柱に設置	
	ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確 保)	全数を測定	された機器を含めた 最小距離で測定する 最低離隔 1000 mm以上		ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	された機器を含めた 最小距離で測定する	

	【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月					【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月				備考
レーザ式 車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上	レーザ式 車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上であ ること)		建築限界高 +200 mm以上	
	ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確 保)	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する H1=装置下端		ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する H1=装置下端	
屋内装置据付		((中略)	最低離隔 1000 ㎜以上	屋内装置据付			(中略)		
		(中略)					(中略)			

【現行】施設工事施_	工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月				
第12章 移動無線設備工事		第12章 移動無線設備工事					
	(- t- m/z)		/ m/r \				
	(中略)		(中略)				
12-3 立会い及び検査		12-3 立会い及び検査					
((中略)		(中略)				
12-3-2 施工の立会い		12-3-2 施工の立会い					
((中略)		(中略)				
** 40.4	#T 0 4 A \ \	± 40.4	#- T o + A) \				
表 12-1 施工の内容	施工の立会い 立会い時期	表 12-1 施工の内容	施工の立会い 立会い時期	7			
基礎の位置	掘削前	基礎の位置	掘削前	-			
配管の敷設	掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	1			
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	7			
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前				
基礎内配管	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	7			
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前				
支柱建柱	建柱作業過程	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程				
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程				
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程				
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程				
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程				
検査	施工検査時	検査	施工検査時				
	(中略)		(中略)				

	【現行】	施設工事施工管理要	要領 令和4年7月			【改定】	施設工事施工管理	要領 令和6年7月		備考
12-4 出来形質	管理基準及び規格·	値			12-4 出来形質	管理基準及び規格	値			
次の事項以外は、	設計図書による。	0			次の事項以外は、					
	表 12-2 出来刑	ド管理基準及び規格	値(移動無線設備 工	(事)						
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所	
通信用鉄塔 据付工			(中略)		通信用鉄塔 据付工			(中略)		
空中線据付			全数を測定	建築限界	空中線据付			全数を測定	建築限界 H1=装置下端	
	据付高さ H1	設計値 ±50mm		HI		据付高さ H1	設計値 ±50mm		HI	
漏洩同軸ケーブ ル(LCX)据付 屋内装置据付	(LCX) 据付					_		(中略)		
		(中略)								

【現行】施設工事施	工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工	備考				
第13章 ラジオ再放送設備工事		第13章 ラジオ再放送設備工事					
	(十章)				
	(中略)		(中略)				
13-3 立会い及び検査		13-3 立会い及び検査					
	(中略)		中略)				
13-3-2 施工の立会い		13-3-2 施工の立会い					
	(中略)	1)	中略)				
表 13-1	施工の立会い	表 13-1	施工の立会い				
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期	7			
基礎の位置	掘削前	基礎の位置	掘削前				
配管の敷設	掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前				
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程				
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前				
基礎内配管	コンクリート打設前	基礎內配管	コンクリート打設前				
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前				
支柱建柱	建柱作業過程	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程				
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程				
機器設置 (誘導線含む)	設置前、設置作業過程	機器設置(誘導線及びボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程				
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程				
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程				
検査	施工検査時	検査	施工検査時				
	(中略)		中略)				

	【現行】施討		領 令和4年7月				備考			
13-4 出来形管	哲理基準及び規格値				13-4 出来形管	管理基準及び規格(
次の事項以外は、	設計図書による。				次の事項以外は、					
	表 13-2 出来形管理	!基準及び規格値	(ラジオ再放送設備	工事)		備工事)				
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所	
受信空中線					受信空中線					
据付	_				据付	_				
誘導線据付			(中略)		誘導線据付					
漏洩同軸ケーブ					漏洩同軸ケーブ					
ル (LCX) 据付			1		ル (LCX) 据付		1			
拡声用スピーカ据付		設計値 ±50 ㎜	全数を測定	建築限界	拡声用スピーカ据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	H1=装置下端 建築限界	
屋内装置据付			(中略)		屋内装置据付		1	(中略)		
		(中略)					(中略)			

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
第14章 CCTV設備工事	第14章 CCTV設備工事	
(中略)	(中略)	
14-2施工 14-2-1 施工計画 (1) 現場調査	14-2施工 14-2-1 施工計画 (1) 現場調査	
(中略)	(中略)	
2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	
(中略)	(中略)	
e) ガードレールとの離隔は設計図書の <mark>値、かつ、最低離隔として 500mm 以上(ガード</mark> のタイプが SS 又は SA の場合は 1000mm 以上)を確保 <mark>できること。</mark>	e) ガードレールとの離隔は設計図書の <mark>距離を確保する。</mark>	
(中略)	(中略)	

【現行	f】施設工事施工管理要領 令和 4 年 7 月	【改定】施設工事施工	管理要領 令和6年7月	備考
14-3 立会い及び検査		14-3 立会い及び検査		
	(中略)		中略)	
14-3-2 施工の立会い		14-3-2 施工の立会い		
	(中略)		中略)	
	表 14-1 施工の立会い	表 14-1	施工の立会い	
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期	
基礎の位置	掘削前	基礎の位置	掘削前	
配管の敷設	掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	
型枠、配筋、アンカーボルト! (基礎、現場打マンホール、		型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	
基礎内配管	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	
支柱建柱	建柱作業過程	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	
機器設置(見え方、画角、死角界の確認含む)	角の確認、建築限設置前、設置作業過程	機器設置(見え方、画角、死角の確認、建築限界の確認及びボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	
電線・ケーブル相互の接続及び	び端末処理 絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	
電線・ケーブルの機器への接続	療 接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	
検査	施工検査時	検査	施工検査時	
	(中略)		中略)	

次の事項以外は、設計図書による。

14-4 出来形管理基準及び規格値

表 14-2 出来形管理基準及び規格値(CCTV 設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
CCTV 装置据付 (カメラ装置) (明かり部)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上
CCTV 装置据付 (機側装置) (明かり部)	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する 最低離隔 500 mm以上 (SS 又は SA の場合 1000 mm以上)
CCTV 装置据付 (カメラ装置) (TN 部)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上
CCTV 装置据付 (機側装置) (TN 部)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	全数を測定	建築限界
屋内装置据付		l	(中略)	

(中略)

【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月 14-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 14-2 出来形管理基準及び規格値(CCTV 設備工事)

備考

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
CCTV 装置据付 (カメラ装置) (明かり部)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上 であること)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上
CCTV 装置据付 (機側装置) (明かり部)	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する
CCTV 装置据付 (カメラ装置) (TN 部)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上 であること)	全数を測定	建築限界高 + 200 mm以上
CCTV 装置据付 (機側装置) (TN 部)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	全数を測定	H1=装置下端 建築限界
屋内装置据付		1	(中略)	1

第15章 ハイウェイラジオ設備工事	
(中略)	
15-2 施工 15-2-1 施工計画 (1) 現場調査	
(中略)	
2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	
(中略)	
d) 始点用案内標識板の設置位置は、他設備や構造物及び植栽等により表示面の視認性に影響がないこと。また、ガードレールとの離隔は設計図書の <mark>距離を確保する。</mark>	
(中略)	
	15-2 施工 15-2-1 施工計画 (1) 現場調査 (中略) 2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。 (中略) d) 始点用案内標識板の設置位置は、他設備や構造物及び植栽等により表示面の視認性に影響がないこと。また、ガードレールとの離隔は設計図書の距離を確保する。

(中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略)	「】施設工事施工管理要領 令和 4 年 7 月 【改定】施設工事施工管理要領 令和 6 年 7 月	備考
(中略)	15-3 立会い及び検査	
(中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略)	(中域)	
(中略) (中略) 表 15-1 施工の立会い 施工の内容	(中崎) 	
(中略) (中略) 表 15-1 施工の立会い 施工の内容 立会い時期 基礎の位置 電線・ケーブルの敷設 塑枠・配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール) 基礎内配管 技化機能の埋設 変化・選問節・選及し前 基礎内配管 コンクリート打設前 接地極の埋設 変化・選問節・選及し前 基礎内配管 カンクリート打設前 接地極の埋設 変化・業過程 要性・企業過程 要性・実過程 変化・変化・デーブルの敷設 が表現打マンホール、ハンドホール) 基礎内配管 カンクリート打設前 表では、現場打マンホール、ハンドホール) 基礎内配管 カンクリート打設前 表では、現場打マンホール、ハンドホール) 基礎内配管 カンクリート打設前 表では、現場打マンホール、ハンドホール) 基礎内配管 カンクリート打設前 表では、現場打マンホール、ハンドホール) 基礎内配管 カンクリート打設前 表では、現場打でとホール、ハンドホール) を確認・ケーブルの取付け 表では、現場が選長し前 変化を含む) 表での理 表では、ボルトの締付けを含む) 表にエルトの締付けを含む) 表にエルトの締付けを含む) 表にエルトの締付けを含む) 表にエルトの締付けを含む) 表にエルトの締付けを含む) 表にエルトの締付けを含む) 表にアンカーの取付け 機器設置(ボルトの締付けを含む) 表にアンカーの取付け 機器設置(ボルトの締付けを含む) 表にアンカーの取付け 機器設置(ボルトの締付けを含む) 表と施工アンカーの取付け 機器設置(ボルトの締付けを含む) 表と施工アンカーの取付は 機器設置(ボルトの締付けを含む) 表と一で、アンカーの取付は 機器設置(ボルトの締付けを含む) 表と一で、アンカーの取付は 機器設置(ボルトの締付すを含む) 表と作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 検査 施工検査時	15-3-2 施工の立会い	
表 15-1 施工の立会い 表 15-1 施工の立会い 施工の内容 立会い時期 基礎の位置 掘削前 配管の敷設 掘削前、埋戻し前 電源・ケーブルの敷設 敷設作業過程 型件、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール) コンクリート打設前 基礎内配管 コンクリート打設前 接地極の埋設 掘削部埋戻し前 支柱建柱 建柱作業過程 あと施工アンカーの取付け 取付け過程 機器設置 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処埋 総縁处埋作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続生業過程 確線・ケーブルの機器への接続 接続性来過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 機査 施工検査時		
施工の内容 立会い時期	(中略)	
施工の内容 立会い時期		
基礎の位置 掘削前 基礎の放置 掘削前、埋戻し前 電線・ケーブルの敷設 敷設作業過程 電線・ケーブルの敷設 敷設作業過程 型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール) コンクリート打設前 基礎内配管 コンクリート打設前 接地極の埋設 掘削部埋戻し前 基礎内配管 コンクリート打設前 支柱建柱 球性作業過程 短付け過程 接地極の埋設 掘削部埋戻し前 あと施工アンカーの取付け 取付け過程 あと施工アンカーの取付け 取付け過程 機器設置 設置前、設置作業過程 大性建化(ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時 施工検査時	表 15-1 施工の立会い 表 15-1 施工の立会い 表 15-1 施工の立会い	
 配管の敷設 瓶削前、埋戻し前 電線・ケーブルの敷設 敷設作業過程 型枠、配筋、アンカーボルト取付け(基礎、現場打マンホール、ハンドホール) コンクリート打設前 基礎内配管 カンクリート打設前 技地極の埋設 力量が、アンカーボルト取付け(基礎、現場打マンホール、ハンドホール) 大柱建柱 力量が、アンカーの取付け 大性建性(ボルトの縮付けを含む) 大性建性(ボルトの縮付けを含む) 大性建作業過程 大性建作(ボルトの縮付けを含む) 大性建作(ボルトの縮付けを含む) 大性健康の埋象 大性健康の埋象 大性健康の埋設 大性健康の埋設 大性健康の埋設 大性健康の埋設 大性健康の埋設 大性健康の埋設 大性健康の埋設 大性健康(ボルトの縮付けを含む) 大性健康(ボルトの縮付けを含む) 設置前、設置作業過程 機器設置(ボルトの縮付けを含む) 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 総縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 (業・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時 	立会い時期 施工の内容 立会い時期	
 電線・ケーブルの敷設 敷設作業過程 型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール) 立ンクリート打設前 基礎内配管 コンクリート打設前 接地極の埋設 抜門部埋戻し前 支柱建柱 あと施工アンカーの取付け 機器設置 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 機器設置(ボルトの締付けを含む) 機器設置(ボルトの締付けを含む) 機器設置(ボルトの締付けを含む) 機器設置(ボルトの締付けを含む) 機器設置(ボルトの締付けを含む) では建住業過程 を施工アンカーの取付け 機器設置(ボルトの締付けを含む) 機器設置(ボルトの締付けを含む) では建住業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時 		
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール) コンクリート打設前 基礎内配管 コンクリート打設前 接地極の埋設 掘削部埋戻し前 支柱建柱 建柱作業過程 あと施工アンカーの取付け 取付け過程 機器設置 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時 型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール) コンクリート打設前 接地極の埋設 掘削部埋戻し前 支柱建柱(ボルトの締付けを含む) 建柱作業過程 機器設置(ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時		
(基礎、現場打マンホール、ハンドホール) コンクリート打設前 基礎内配管 コンクリート打設前 接地極の埋設 掘削部埋戻し前 支柱建柱 建住作業過程 あと施工アンカーの取付け 取付け過程 機器設置 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時 (基礎、現場打マンホール、ハンドホール) 基礎内配管 コンクリート打設前 接地極の埋設 支柱建柱(ボルトの締付けを含む) 建住作業過程 機器設置(ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査		
接地極の埋設 掘削部埋戻し前 支柱建柱 建柱作業過程 支柱建柱(ボルトの締付けを含む) 建柱作業過程 あと施工アンカーの取付け 取付け過程 あと施工アンカーの取付け 取付け過程 機器設置 設置前、設置作業過程 機器設置(ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 検査 施工検査時 施工検査時		
支柱建柱 建柱作業過程 支柱建柱 (ボルトの締付けを含む) 建柱作業過程 あと施工アンカーの取付け 取付け過程 版器設置 設置前、設置作業過程 機器設置 (ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 機器設置 (ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 複素・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時	コンクリート打設前 基礎内配管 コンクリート打設前	
あと施工アンカーの取付け 取付け過程 機器設置 設置前、設置作業過程 機器設置 (ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時	掘削部埋戻し前 接地極の埋設 掘削部埋戻し前	
機器設置設置前、設置作業過程機器設置(ボルトの締付けを含む)設置前、設置作業過程電線・ケーブル相互の接続及び端末処理絶縁処理作業過程電線・ケーブル相互の接続及び端末処理絶縁処理作業過程電線・ケーブルの機器への接続接続作業過程電線・ケーブルの機器への接続接続作業過程検査施工検査時施工検査時	建柱作業過程 支柱建柱 (ボルトの締付けを含む) 建柱作業過程	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時	取付け過程 あと施工アンカーの取付け 取付け過程	
電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時	設置前、設置作業過程 機器設置 (ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程	
検査 施工検査時 検査 施工検査時	び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程	
	・ 接続作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程	
(中略)	施工検査時	
	(中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
15-4 出来形管理基準及び規格値	15-4 出来形管理基準及び規格値	

次の事項以外は、設計図書による。

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
始点用案内標識 板据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上
支柱据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確 保)	全数を測定	ガードレールまでの 離隔は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する
らせん漏洩同軸ケ ー ブ ル			(中略)	
(SLCX) 据付			(1 507	

表 15-2 出来形管理基準及び規格値(ハイウェイラジオ設備工事)

(中略)

次の事項以外は、設計図書による。

表 15-2 出来形管理基準及び規格値(ハイウェイラジオ設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所		
始点用案内標識 板据付	据付高さ H1					
支柱据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの 離隔は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する		
らせん漏洩同軸 ケ ー ブ ル (SLCX) 据付	(中略)					

【現行】施設工事施□	工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施□	工管理要領 令和6年7月	備考
第16章 伝送交換設備工事		第16章 伝送交換設備工事		
	(中略)		(中略)	
 16-3 立会い及び検査		16-3 立会い及び検査		
10 3 立会い及び快直		10 3 立会い及び検査		
	(中略)		(中略)	
16-3-2 施工の立会い		16-3-2 施工の立会い		
	(中略)		(中略)	
⇒ 16–1	施工の立会い	≢ 16–1	施工の立会い	
<u> </u>	立会い時期	施工の内容	立会い時期]
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	
検査	施工検査時	検査	施工検査時	
	(1.76)			
	(中略)		(中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
第17章 路車間情報設備工事	第17章 路車間情報設備工事	
(中略)	(中略)	
17-2 施工	17-2 施工	
17-2-1 施工計画	17-2-1 施工計画	
(1) 現場調査	(1) 現場調査	
(中略)	(中略)	
2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。a) 既存の案内標識や情報提供設備と競合しないこと。	2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	
b) 分合流部付近や道路線形の影響により見通しの悪い箇所への設置は避ける。	a) 分合流部付近や道路線形の影響により見通しの悪い箇所への設置は避ける。	
e) 電波が干渉するおそれのある位置に、他の 5.8GHz 帯無線設備が存在しないこと。	b) 電波が干渉するおそれのある位置に、他の 5.8GHz 帯無線設備が存在しないこと。	
- 4)遮音壁等の構造物が、電波発射の支障とならないこと。	c)遮音壁等の構造物が、電波発射の支障とならないこと。	
- - - - - - - - - - - - - -	d) 路肩に設置する場合、ガードレールによって防護すること。また、RSU 制御部扉開閉部は、	
車両に正対する向きに設置すること。また、ガードレールとの離隔は設計図書の <mark>値、かつ、</mark>	車両に正対する向きに設置すること。また、ガードレールとの離隔は設計図書の <mark>距離を</mark> 確保	
最低離隔として 1000㎜ 以上を 確保 <mark>できること。</mark>	する。	
(中略)	(中略)	

17-3 立会い及び検空	【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月		【改定】施設工事施工	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	
(中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略)	7-3 立会い及び検査		17-3 立会い及び検査		
(中略) 表 17-1 施工の立会い 意 17-1 施工の立会い 意 17-1 施工の立会い 意 17-1 施工の立会い 表 17-1 施工の立会い 意 17-1 施工の立会の立会の主意の立会い 意 17-1 施工の立会の立会の立会の立会の立会の立会の立会の立会の立会の立会の立会の立会の立会の		(中略)	(中略)	
接工の内容 立会い時期 施工の立会い 施工の内容 立会い時期 施工の内容 立会い時期 施工の内容 立会い時期 施工の内容 立会い時期 施工の内容 立会い時期 施工の内容 立会い時期 施工の内容 立会い時期 施工の内容 立会い時期 施工の内容 立会い時期 施工の力容 東設作、単純 東設作、単純、東場所でンカーボルト取付け コンクリート打設前 西線・ケーブルの敷設 東設作業通程 東場所でンホール、ハンドホール コンクリート打設前 接地極の埋設 掘削部埋戻し前 接地極の埋設 掘削部埋戻し前 接地極の埋設 掘削部埋戻し前 接地値の埋設 掘削部埋戻し前 接地値の埋設 掘削部埋戻し前 接地値の埋設 掘削部埋戻し前 接地値の埋設 掘削部埋戻し前 接地値の埋設 塩削部埋戻し前 接地値の埋設 塩削部埋戻し前 接地値の埋設 塩削部埋戻し前 接地値の埋設 接地値の建設 接地値の埋設 接地値の埋設 接地値の埋設 接地値の埋設 接地値の埋設 接地値の埋設 接地値の地域 接地値の埋設 接地値を含む 設世作業通程 接地でが適と 接地でが適と 接地でが適と 接地でが適としてがあるが表述を含む 接ば作業通程 後を作業適程 検査 ケーブルの機器への接続 接続作業適程 検査 検査 施工検査時 接近作業適程 検査 施工検査時 施工検査時 施工検査時 施工検査時 施工検査時 接近 接近 接近 接近 接近 接近 接近 接	17-3-2 施工の立会い		17-3-2 施工の立会い		
 施工の内容 立会い時期 基礎の位置 掘削前 配管の敷設 掘削前、埋戻し前 電線・ケーブルの敷設 敷設作業過程 型件、配筋、アンカーボルト取付け(基準、現場打マンホール、ハンドホール) 基礎内配管 変とリート打設前 基礎内配管 変とリート打設前 基礎内配管 変とリート打設前 基礎内配管 変と地球に、アンカーボルト取付け(基準、現場打マンホール、ハンドホール) 基礎内配管 カンクリート打設前 基礎内配管 カンクリート打設前 基礎内配管 カンクリート打設前 基礎内配管 変と施工アンカーの取付け 機器設置 電線・ケーブル相互の按続及び端末処理 静経処理作業過程 機器設置(ボルトの締付けを含む) 電線・ケーブルの機器への接続、設置作業過程 電線・ケーブルの機器への接続、接続作業過程 歳を続作業過程 歳を続作業過程 検査・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 		(中略)	(中略)	
基礎の位置 掘削前 配管の敷設 掘削前、埋戻し前 電線・ケーブルの敷設 敷設作業過程 型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール) コンクリート打設前 基礎内配管 コンクリート打設前 接地極の埋設 掘削部埋戻し前 支柱建柱 建柱作業過程 あと施工アンカーの取付け 取付け過程 機器設置 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 職業・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 職業・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 職業・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 職業・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 職工検査時 施工検査時	表 17	7-1 施工の立会い	表 17-1	施工の立会い	
 配管の敷設 掘削前、埋戻し前 電線・ケーブルの敷設 敷設作業過程 型枠、配筋、アンカーボルト取付け(基礎、現場打マンホール、ハンドホール) 立ンクリート打設前 基礎内配管 コンクリート打設前 技地極の埋設 現前部埋戻し前 技性極の埋設 場上作業過程 あと施工アンカーの取付け 取付け過程 機器設置 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 総験処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 歳を施工学が必要に対している場合を含む では、ボルトの締付けを含む を施工アンカーの取付け 取付け過程 機器設置(ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 機器設置(ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 総縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時 	施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期	7
 電線・ケーブルの敷設 敷設作業過程 型枠、配筋、アンカーボルト取付け(基礎、現場打マンホール、ハンドホール) 基礎内配管 コンクリート打設前 接地極の埋設 提相前部埋戻し前 支柱建柱 みと施工アンカーの取付け 機器設置 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 でメセルトの総付けを含む) 機器設置(ボルトの総付けを含む) 機器設置(ボルトの総付けを含む) 設置前、設置作業過程 機器設置(ボルトの総付けを含む) 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 総縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時 	基礎の位置	掘削前	基礎の位置	掘削前	7
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール) コンクリート打設前 基礎内配管 コンクリート打設前 接地極の埋設 掘削部埋戻し前 支柱建柱 建柱作業過程 あと施工アンカーの取付け 取付け過程 機器設置 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	7
(基礎、現場打マンホール、ハンドホール) コンクリート打設前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	7
接地極の埋設掘削部埋戻し前支柱建柱建柱作業過程あと施エアンカーの取付け取付け過程機器設置設置前、設置作業過程電線・ケーブル相互の接続及び端末処理絶縁処理作業過程電線・ケーブルの機器への接続接続作業過程検査施工検査時 接地極の埋設 支柱建柱(ボルトの締付けを含む) 機器設置(ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時		ル) コンクリート打設前		コンクリート打設前	
支柱建柱 建柱作業過程 支柱建柱 (ボルトの締付けを含む) 建柱作業過程 表と施工アンカーの取付け 取付け過程 版器設置 設置前、設置作業過程 機器設置 (ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 機器設置 (ボルトの締付けを含む) 設置前、設置作業過程 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時	基礎内配管	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	7
あと施工アンカーの取付け 取付け過程	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	7
機器設置設置前、設置作業過程機器設置 (ボルトの締付けを含む)設置前、設置作業過程電線・ケーブル相互の接続及び端末処理絶縁処理作業過程電線・ケーブル相互の接続及び端末処理絶縁処理作業過程電線・ケーブルの機器への接続接続作業過程電線・ケーブルの機器への接続接続作業過程検査施工検査時	支柱建柱	建柱作業過程	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時 電線・ケーブル相互の接続及び端末処理 絶縁処理作業過程 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	
電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時 電線・ケーブルの機器への接続 接続作業過程 検査 施工検査時	機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	
検査 施工検査時 検査 施工検査時	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	
	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	
(中略)	検査	施工検査時	検査	施工検査時	7
		(中略)		中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月				【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月				備考		
17-4 出来形管	理基準及び規格値				17-4 出来形象	管理基準及び規格値	<u> </u>			
次の事項以外は、	設計図書による。				次の事項以外は、	、設計図書による。				
	表 17-2 出来形管:	理基準及び規格値	[(路車間情報設備]	[事]		表 17-2 出来形象	管理基準及び規格値	直(路車間情報設備	江事)	
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所	
空中線据付				建築限界高	空中線据付		业 4 估		建築限界高	

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
空中線据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上
支柱据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確 保)	全数を測定	
	アーム部の張り 出し L2	設計値 ±30 mm (最大 3800 mm)	全数を測定	アームは路肩内に 収まる長さとする ガードレールまでの 離隔は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する

(中略)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
空中線据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上であ ること)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上 H1=装置下端
支柱据付	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	75.4988 F1
	アーム部の 張り出し L2	設計値 ±30 mm (最大 3800 mm)	全数を測定	アームは路肩内に 収まる長さとする ガードレールまでの 離隔は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する

【現行】施設工事施工	工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工	工管理要領 令和6年7月	備考
第18章 情報ターミナル設備工事		第18章 情報ターミナル設備工事		
	(中略)		(中略)	
18-3 立会い及び検査		18-3 立会い及び検査		
	(中略)		(中略)	
18-3-2 施工の立会い		18-3-2 施工の立会い		
	(中略)		(中略)	
表 18-1	施工の立会い	表 18-1	施工の立会い	
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	
検査	施工検査時	検査	施工検査時	
	(中略)		(中略)	
			(T E /	

【現行】施設工事施」	工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施」	工管理要領 令和6年7月	備考
第19章 遠方監視制御設備工事		第19章 遠方監視制御設備工事		
	(中略)		(中略)	
19-3 立会い及び検査		 19-3 立会い及び検査		
19 3 立会い及び検査		19 5 立芸い及び採出		
	(中略)		(中略)	
19-3-2 施工の立会い		19-3-2 施工の立会い		
	(中略)		(中略)	
	Here a de Asse		Her o LAA.	
表 19-1 施工の内容	施工の立会い 立会い時期	表 19-1 	施工の立会い 立会い時期	¬
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程		敷設作業過程	_
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	-
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	-
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	
検査	施工検査時	検査	施工検査時	
	(中略)		(中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考	
第20章 ETC設備工事	第20章 ETC設備工事		
(中略)	(中略)		
20-2 施工 20-2-1 施工計画 (1) 現場調査	20-2 施工 20-2-1 施工計画 (1) 現場調査		
(中略)	(中略)		
2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。	2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。		
(中略)	(中略)		
i) 設置する ETC 用 UPS 設備を含めて、同一室内にあるすべての蓄電池容量が火災予防条例による「火を使用する設備等」となる 4800Ah・セルリーである場合、各市町村等が制定する火災予防条例に従い、蓄電池設備設置届が必要となる。また、火災予防条例では、ケーブル等の貫通部分のすきまを不燃材料で埋めることや屋外に通じる有効な換気設備を設置すること、蓄電池設備である旨を表示した標識や消火器等を設置すること等が定められているので、当該条例の内容や手続きなどについて、所轄する消防署に確認する。	よる「火を使用する設備等」となる 20kWh を超える場合、各市町村等が制定する火災予防条例に従い、蓄電池設備設置届が必要となる。また、火災予防条例では、ケーブル等の貫通部分のすきまを不燃材料で埋めることや屋外に通じる有効な換気設備を設置すること、蓄電池		
(中略)	(中略)		
20-2-6 機器据付工事	20-2-6 機器据付工事		
(中略)	(中略)		
6)踏板フレームの設置は、箱抜き部に小石等の異物が無い状態とし <mark>機器を水平</mark> に据付ける。	6) 踏板フレームの設置は、箱抜き部に小石等の異物が無い状態とし <mark>路面と平行</mark> に据付ける。		
(中略)	(中略)		
20-3 立会い及び検査	20-3 立会い及び検査		
(中略)	(中略)		

【現行】施設工事旗	施工管理要領 令和 4 年 7 月	【改定】施設工事施工	上管理要領 令和 6 年 7 月	備考
20-3-2 施工の立会い		20-3-2 施工の立会い		
	(中略)	(中略)	
表 20-1	施工の立会い	表 20−1	施工の立会い	
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期	
基礎の位置	掘削前	基礎の位置	掘削前	
配管の敷設	掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	
抗の打設	打設作業過程	杭の打設	打設作業過程	
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール	コンクリート打設前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	
基礎 内配管	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	
妾地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	
※支柱建柱	建柱作業過程	※支柱建柱(ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	
幾器設置(見え方、画角、死角の確認、建築 界の確認含む)	整限 設置前、設置作業過程	機器設置(見え方、画角、死角の確認、建築阿界の確認及びボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	
『線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	
	施工検査時		施工検査時	
	(中略)		中略)	
	(中略)			

20-4 出来形管理基準及び規格値 次の事項以外は、設計図書による。

表 20-2 出来形管理基準及び規格値(ETC 設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
路側無線装置据付 (第1アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上)		建築限界高+200 mm以上 H1=アンテナ下端
路側無線装置据付 (第2アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上)		L1 H1 H1 7-490F QL(爆装薬) QL(爆装薬)
路側無線装置据付 (再通信アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	
路側無線装置据付 (予告アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上)		
路側無線支柱据付	据付位置 L1	設計値 ±30 mm		
ETC 車線 表示板据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	企業な 側中	建築限界高+200 mm以上
	据付位置 L1	設計値 ±30 mm	全数を測定	11
路側表示器 据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm		建築限界を満足すること
	据付位置 L1	設計値 ±30 mm	全数を測定	GL(領装高) 7/92年

【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月

20-4 出来形管理基準及び規格値 次の事項以外は、設計図書による。

表 20-2 出来形管理基準及び規格値(ETC 設備工事)

備考

	表 20-2 出来	ド管理基準及び規格	格値(ETC 設備工事	事)
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
路側無線装置据付 (第1アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上である こと)		建築限界高+200 mm以上 H1=アンテナ下端
路側無線装置据付 (第2アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上である こと)		H1 H1 H1 7/3ンド GL(機装面) GL(機装面)
路側無線装置据付 (再通信アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上である こと)	全数を測定	建築限界
路側無線装置据付 (予告アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上である こと)		
路側無線支柱据付				
	据付位置	設計値 ±30 mm		
ETC 車線 表示板据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上である こと)	・全数を測定	建築限界高+200 mm以上
	据付位置	設計値 ±30 mm		建築限界
路側表示器 据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm		建築限界を満足すること
	据付位置 L1	設計値 ±30 mm	全数を測定	gl (備製廠) 7/30/F 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11

	 【現行】	│ │ 施設工事施工管理	要領 令和4年7月			【改定】	施設工事施工管理	型要領 令和 6 年 7	月	 備考
路側機器据付(横断方向)		設計値 ±30 mm	全数を測定	建築限界を満足すること	路側機器据付(横断方向)		設計値 ±30 mm	全数を測定	建築限界を満足すること	
		(中略)					(中略)			
		(中略)					(中略)			

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
第21章 トンネル非常用設備工事	第21章 トンネル非常用設備工事	
(中略)	(中略)	
21-2 施工	21-2 施工	
(中略)	(中略)	
21-2-5 配水管工事	21-2-5 配水管工事	
(中略)	(中略)	
(2) 消火栓及び配水本管 1) JIS G 5526「ダクタイル鋳鉄管」及び JIS G 5527「ダクタイル鋳鉄異形管」によるダクタイル鋳鉄管の接続はタイトンジョイント方式とする。繊維補強ポリエチレン管の直線接続は EF 継手方式又はバット融着方式とし分岐及び曲げ接続はポリエチレン分岐継手及び曲管継手とする。端末・分岐・曲げ部等については必要に応じ内圧性能を高めるために補強テープ等で耐圧補強したものとする。また、接続は極力屈曲部を少なくし、衝撃水頭により接続部が離脱しないよう施工する。管をコンクリート巻きにする場合は、あらかじめ仮止めを行い、水圧試験後、コンクリートを打設する。	ル鋳鉄管の接続はT形を基本とする。繊維補強ポリエチレン管の直線接続はEF継手方式又はバット融着方式とし分岐及び曲げ接続はポリエチレン分岐継手及び曲管継手とする。端末・分岐・	
(中略)	(中略)	
21-2-7 機器据付工事	21-2-7 機器据付工事	
(中略)	(中略)	
3) 消火栓及び消火器箱は、箱内排水及びトンネル内装工との取り合いを十分考慮して据付ける。	3) 消火栓及び消火器箱は、箱内排水及びトンネル内装工との取り合いを十分考慮して据付ける。 なお、消火栓及び消火器箱の据付角度は、基本的に路面と平行に設置し、縦断勾配が 3.5%を超 える場合は、水平鉛直方向に設置する。	
(中略)	(中略)	
21-3 立会い及び検査	21-3 立会い及び検査	
(中略)	(中略)	

【現行】施設工事施	工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月			
21-3-2 施工の立会い		21-3-2 施工の立会い	21-3-2 施工の立会い			
(中略)		(中略)			
表 21-2	施工の立会い	表 21-2	表 21-2 施工の立会い			
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期			
非常用機器の取付け	墨出し過程	非常用機器の取付け	墨出し過程			
基礎の位置	掘削前	基礎の位置	掘削前			
配管の敷設 (電線管)	掘削前、埋戻し前	配管の敷設(電線管)	掘削前、埋戻し前			
配管の布設(配水管)	掘削前、埋戻し前	配管の布設(配水管)	掘削前、埋戻し前			
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程			
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンカリート打型前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前			
基礎内配管	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前			
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前			
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程			
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程			
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程			
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程			
検査	施工検査時	検査	施工検査時			
	(中略)		中略)			

21-4 出来形管理基準及び規格値 次の事項以外は、設計図書による。

表 21-3 出来形管理基準及び規格値(トンネル非常用設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
水噴霧設備据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高 +200 mm以上)	・全数を測定	水噴霧ペッド 水噴霧設備 水噴霧設備
	据付位置	設計値 ±100 mm	主奴で例だ	建築限界高+200 mm以上 建築限界
通報設備据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm		水噴霧ヘッド 通報設備 通報設備
	据付位置 L1	設計値 ±100 mm	全数を測定	建築限界
消火設備据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm		水噴霧ヘッド
	据付位置 L1	設計値 ±100 mm	全数を測定	湯火設備 湯火設備 湯火設備 湯火設備
屋内装置据付			(中略)	
屋外装置据付	据付位置 L1	設計値 ±30 mm		u u
	据付位置 L2	設計値 ±30 mm	全数を測定	HI
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		

【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月

21-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。なお、水噴霧設備、通報設備、消火設備の設置間隔については、 「設計要領 第七集 機械施設編」に記載の設置間隔を遵守する。

備考

表 21-3 出来形管理基準及び規格値(トンネル非常用設備工事)

	人 21 3 田木/6日	性基準及い別格値	. (V / V / 9 m / li	
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
水噴霧設備据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高 +200 mm以上 であること)	全数を測定	水噴霧段備 水噴霧段備
	据付位置 L1	設計値 ±100 mm		#11=装置下的 建築限界高+200 mm以建築限
通報設備据付	据付高さ H1 (通路〜検知部 中心位置)	設計値 ±50 mm		水噴霧ヘッド
	据付位置	設計値 ±100 mm	全数を測定	建築限
消火設備据付	据付高さ H1 (通路~発信機 中心位置)	設計値 ±50 mm		大・大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	据付位置 L1	設計値 ±100 mm	全数を測定	消火股債 消火股債 消火股債 一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
屋内装置据付			(中略)	
屋外装置据付	据付位置 L1	設計値 ±30 mm		L1
	据付位置 L2	設計値 ±30 mm	全数を測定	H1 L3
	ガードレールか らの離隔 L3	設計値 ±50 mm		ガードレールまでの距離は
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する

	【現行】施設工事施工管理	要領 令和4年7月			【改定】施	設工事施工管理要領 令	和6年7月		備考
21-5 品質管	理基準及び規格値 理基準			21-5 品質管	理基準及び規格値				
	(中略)					(中略)			
	(中略)					(中略)			
	表 21-4 品質管理基準及び規格値	(トンネル非常用設備工事)			表 21-4 品質管理	基準及び規格値(トンネ	ル非常用設備工事)		
試験区分	試験項目 試験方法	規格値	測定対象	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象	
単体動作試験		(中略)		単体動作試験		(中略))		
	配水管耐圧試験 最高使用圧力の 以上の水圧を 6 上かけるものと ただし、配管の 口径によって、 よりがたい場 督員と協議する (中略)	50 分以 の亀裂、変形、漏水 する がないこと 種別・ これに 合は監			配水管耐圧試験	以上の水圧を 60 分以			

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月		【改定】施設工事施工	工管理要領 令和6年7月	備考
第22章 トンネル換気設備工事		第22章 トンネル換気設備工事		
	(中略)	(中略)	
22-3 立会い及び検査		22-3 立会い及び検査		
	(中略)		中略)	
22-3-2 施工の立会い		22-3-2 施工の立会い		
	(中略)	(中略)	
表 22−1	施工の立会い	表 22−1	施工の立会い	
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期	
換気機の取付け	墨出し過程	換気機の取付け	墨出し過程	
配管の敷設	掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	
検査	施工検査時	検査	施工検査時	
	(中略)		中略)	

22-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 22-2 出来形管理基準及び規格値(トンネル換気設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
換気機据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上)		建築限界高 +200 mm以上
手元開閉器箱 据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	・全数を測定	世面から+200 mmを 確保すること
VI 計据付	据付位置 L1	設計値 ±100 mm		建築限界 建築限界高+200 mm以上
	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高 +200 mm以上)	全数を測定	東共都(役共都) 東京都(役共都)
VI 計据付 (電源ボックス)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		
CO計据付			(中略)	
風向風速計据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	↑ ※ → 、 ※	風向風速計
風向風速計据付 (変換器箱)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	・全数を測定	建築限界
屋内装置据付		l	(中略)	I

(中略)

【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月

22-4 出来形管理基準及び規格値 次の事項以外は、設計図書による。

表 22-2 出来形管理基準及び規格値(トンネル換気設備工事)

備考

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所	
換気機据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上である こと)		建築限界高 +200 mm以上	
手元開閉器箱 据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	全数を測定	####################################	
VI 計据付	据付位置 L1	設計値 ± 100 mm		建築限界 建築限界高+200 mm以上 H1=装置下端	
	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高 +200 mm以上 であること)	全数を測定	東大部(役大部) 東選ボックス	
VI 計据付 (電源ボックス)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		建築限界	
CO 計据付		<u>'</u>	(中略)	•	
風向風速計据付	据付高さ H1	設計值 ±50 mm	・ 全数を測定	風向風速計	
風向 風速計据付 (変換器箱)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	土奴任例足	H1=装置下端 建築限界	
屋内装置据付			(中略)	L	

23章 重量計等取締機器設備工事 (中略		【	管理要領 令和6年7月	備考	
(中略		第23章 重量計等取締機器設備工事	第23章 重量計等取締機器設備工事		
	(f)	([中略)		
3-3 立会い及び検査		23-3 立会い及び検査			
(中略	()	(1	中略)		
23-3-2 施工の立会い		23-3-2 施工の立会い			
(中略	;)	([中略)		
表 23-1 施工	この立会い	表 23-1	施工の立会い		
施工の内容	立会い時期	施工の内容	立会い時期		
基礎の位置	掘削前	基礎の位置	掘削前		
配管の敷設 切	掘削前、埋戻し前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前		
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程		
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前		
基礎内配管	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前		
接地極の埋設	掘削部埋戻し前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前		
支柱建柱	建柱作業過程	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程		
あと施工アンカーの取付け	取付け過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程		
機器設置	設置前、設置作業過程	機器設置(ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程		
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程		
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程		
軸重計検出部の箱抜き	コンクリート打設前	軸重計検出部の箱抜き	コンクリート打設前		
車重計基礎	コンクリート打設前	車重計基礎	コンクリート打設前		
検査	施工検査時	検査	施工検査時		

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月23-4 出来形管理基準及び規格値23-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 23-2 出来形管理基準及び規格値(重量計等取締機器設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所		
(中略)						
軸重計警告表示板	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	建築限界を満足すること		
	据付位置 L1	設計値 ±30 mm	主奴で側足			
(中略)						

(中略)

23-5 品質管理基準及び規格値

(中略)

表 23-3 品質管理基準及び規格値(重量計等取締機器設備工事)

試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象
軸重計 計測精度試験		(中略)		
	軸重計動荷重試験(走行試験)	試験車両(※)を、 10,20,30,40 km/hを <mark>原</mark> 則とする各速度をを 行させ、各軸重量を2 回測定する なお、試験速度については、現場の状況の範 安全に実施督員と協議 の上、決定する	総合精度内(±10% F.S.以内)	全機器
		(中略)		

(中略)

次の事項以外は、設計図書による。

表 23-2 出来形管理基準及び規格値(重量計等取締機器設備工事)

備考

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所	
(中略)					
軸重計警告表示 板	据付高さ H1	設計値 ±50 mm		建築限界を満足すること	
	据付位置 L1	設計値 ±30 mm	全数を測定	H1 H	
(中略)					

(中略)

23-5 品質管理基準及び規格値

(中略)

表 23-3 品質管理基準及び規格値(重量計等取締機器設備工事)

試験	区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象
軸重計 度試験	計測精				
		軸重計動荷重試 験(走行試験)	試験車両(※)を、 10,20,30,40 km/hを基本とする各速度で走行させ、各軸重量を2回測定するなお、試験速度については、現場の状況から安全に実施できる範囲とし、監督員と協議の上、決定する	総合精度内 (±10% F.S.以内)	全機器
			(中略)		

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	【現行】施設工事施工管理要領 令和 4 年 7 月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月 備考
	日本	別別総管機構

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
2-2-4 落下防止装置の設置記録	2-2-4 落下防止装置の設置記録	

				【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月		
防止装置の設置記録			落下防止装置の設置記録			
	設置状況写真及び図面	ī	_	設置状況写真及び図面	Ī	
			_			
	位置図			位置図		
	(M. ***** **** *****					
施工範囲	(例:●●IC~●●IC、○○橋	等、OOKP)		(例:●●IC~●●IC、〇〇橋	等、OOKP)	
対象物	(例:●●IC~●●IC、○○橋 (例:標識、落下防護柵)	等、OOKP)	—————————————————————————————————————	(例:●●IC~●●IC、〇〇橋 (例:標識、落下防護柵)	等、OOKP)	
対象物 施工数量		等、OOKP)			等、OOKP)	
対象物	(例:標識、落下防護柵)		対象物		等、OOKP)	
対象物 施工数量 施工完了年月日	(例:標識、落下防護柵) (例:ワイヤロープφ●)	製造会社	対象物 施工数量 施工完了年月日		等、OOKP) 製造会社	
対象物 施工数量	(例:標識、落下防護柵) (例:ワイヤロープφ●) (例:シャックル)	製造会社製造会社	対象物 施工数量	(例:標識、落下防護柵)		
対象物 施工数量 施工完了年月日	(例:標識、落下防護柵) (例:ワイヤロープφ●)	製造会社	対象物 施工数量 施工完了年月日	(例:標識、落下防護柵) (例:ワイヤロ―プφ●)	製造会社	
対象物 施工数量 施工完了年月日	(例:標識、落下防護柵) (例:ワイヤロープφ●) (例:シャックル)	製造会社製造会社	対象物 施工数量 施工完了年月日	(例:標識、落下防護柵) (例:ワイヤロープφ●) (例:シャックル) (例:シンブル)	製造会社製造会社	
対象物 施工数量 施工完了年月日 使用材用	(例:標識、落下防護柵) (例:ワイヤロープφ●) (例:シャックル)	製造会社製造会社	対象物 施工数量 施工完了年月日 使用材用	(例:標識、落下防護柵) (例:ワイヤロープφ●) (例:シャックル) (例:シンブル)	製造会社製造会社製造会社	
対象物 施工数量 施工完了年月日 使用材用	(例:標識、落下防護柵) (例:ワイヤロープφ●) (例:シャックル)	製造会社製造会社	対象物 施工数量 施工完了年月日 使用材用	(例:標識、落下防護柵) (例:ワイヤロープφ●) (例:シャックル) (例:シンブル)	製造会社製造会社製造会社	